

令和 7 年度第 2 回関東支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和 8 年 2 月 2 4 日 (火) 東日本高速道路(株) 関東支社会議室	
開催方式	対面方式	
委員 (五十音順、敬称略)	石坂 元一 (中央大学教授) 長内 温子 (公認会計士)【欠席】 原田 剛 (中央大学教授) 星 卓志 (工学院大学教授) 牧 剛史 (埼玉大学大学院教授) 山田 瞳 (弁護士)	
審議対象期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 9 月 3 0 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)
一般競争	1 件	
条件付一般競争	1 件	
条件付一般競争 (指名併用型)	1 件	
随意契約	1 件	
調査等	1 件	
物品・役務	1 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
I. 入札・契約手続きの運用状況等の報告	
<p>「工事等契約状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格取消・保留の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「一次苦情・一次説明の処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	
II. 入札審査等の結果報告及び審議	
<p>① 落札率 95%以上の工事について、件数を記載しているが、何か理由があるのか。</p>	<p>① 落札率が高い案件はどのくらいあるか、確認するためのものです。</p>
III. 抽出事案の審議	
<p>(1) 一般競争入札方式</p> <p>【東関東自動車道 潮来舗装工事】</p>	
<p>① 技術評価の評価基準について、可であっても0点となるのはどういうことか。</p> <p>② 資格停止となった者は、遡及して停止措置を講じたのか。</p> <p>③ 土工工事と一体で発注した方が、経費の節減や工期を短縮につながるのに分けているのはなぜか。</p> <p>④ 資格停止期間が入札日より前であれば、以後の手続きに参加できないということか。</p>	<p>① 提案内容が標準的・一般的な内容の場合、不可ではありませんが、評価できないため0点という判断をしています。</p> <p>② 遡及してはならず、技術提案書の提出期限以後に資格停止となったため、その後の競争参加資格等審査委員会において資格なしとしました。</p> <p>③ 本区間の土工工事は国交省が行い、舗装工事は当社が行う形で整備をしているため、分割での発注となっています。</p> <p>④ 競争参加資格確認申請書の提出期限日から落札者決定の日までの間に資格停止期間が</p>

意見・質問	回 答
<p>⑤ 技術提案の評価基準の中で「当該工事で採用できない場合」とあるのは具体的にどういうことか。</p>	<p>1 日でも重なる場合は、その後の手続きに参加できません。</p> <p>⑤ 当社の想定している工法の倍の費用がかかるような提案など、合理的でない場合が想定されます。</p>
<p>(2) 条件付一般競争入札方式 【上信越自動車道 長野管内（西）舗装補修工事】</p>	
<p>① 低入札価格調査で確認する金額の妥当性について、何か基準はあるのか。</p> <p>② 工区を分けて発注することで早期に完了させるということはないのか。</p> <p>③ 主な業務が3つあるのに対し、企業に求める実績が2つでも問題ないのか。</p> <p>④ 低入札価格調査で失格となった場合、くじ引きで落札予定者とならなかった者に移行するのか。</p> <p>⑤ 技術評価点・価格評価点が同点の場合もくじ引きとなるのか。</p>	<p>① 契約制限価格の75%を下回ると失格となります。また、金額の妥当性については、価格調査のヒアリングで確認します。</p> <p>② 舗装工事は規制等も必要なため、複数件発注しても実施できないですとか、工区を分けると費用が割高となるため、安全性や重要性を考慮した発注規模としています。なお、緊急性のあるものは別途検討することもあります。</p> <p>③ 安全性等を担保しながら、なるべく競争性を高める観点で要件設定をしています。</p> <p>④ その通りです。</p> <p>⑤ 開札の結果、契約制限価格の範囲内における有効な入札のうち、最高評価となった入札者が2者以上ある場合は、再度入札を行い、落札予定者を決定します。なお、本件のように、第1回入札価格が調査基準価格を下回る場合など、再度の見積を求めることが不相当と認める場合は、再度入札を行わず、くじ引きに移行します。</p>

意見・質問	回 答
⑥ 施工実績の対象となる年度はどのように決めているのか。	⑥ 入札公告の属する年度から過去 15 年を基本としています。
<p align="center">(3) 条件付一般競争入札（指名併用型）方式 【常磐自動車道 日立トンネル照明設備更新工事】</p>	
<p>① 49 者を指名して、今回は 4 者入札があったが、どのように考えているか。</p> <p>② 金額の乖離があると感じたが、どのように考えているか。</p> <p>③ 更新までの期間が長期間と感じたが、耐用年数等何か基準があるのか。</p> <p>④ 見積活用方式を採用した場合、契約制限価格はどのように決定しているのか。</p> <p>⑤ 実際の契約金額より概算金額が高くなっているが、概算金額はどのように設定しているのか。</p>	<p>① 同工種の昨年度の参加者数を上回っており、多く参加いただけたと考えています。</p> <p>② 参加者毎にどのメーカーを採用するかによって、金額の差異が生じたと考えています。</p> <p>③ 定期的に点検しており、老朽化の具合を確認し、必要に応じて更新しています。</p> <p>④ 参考見積書の内容を確認し、妥当性が確認できる最も安い者の見積総額をもとに契約制限価格を設定しています。</p> <p>⑤ 参考見積書の受領前であるため、過去実績等から設定しています。</p>
<p align="center">(4) 随意契約 【東京湾アクアライン 海ほたる PA 床版下換気設備分解整備作業】</p>	
<p>① 本工事を作業している間、当該換気設備は稼働できないが、安全性は保たれるのか。</p> <p>② 随意契約理由は施工業者でなければ実施できないとなっているが、業者が廃業等になった場合、代替できないのか。</p> <p>③ 一律何年経過したら分解整備を行うといった基準はあるのか。</p>	<p>① 通常は 2 基の換気設備を交互に稼働させているが、一方の整備期間中はもう一方の設備を常時稼働させ、安全性を担保しています。</p> <p>② 当初施工した業者でないと技術的に分かりえない部分がございます。仮に廃業等となった場合は、新しい設備に切替となる可能性もあります。</p> <p>③ 毎年点検を行い、分解整備が必要となった場合に実施しています。</p>

意見・質問	回 答
<p>(5) 調査等 【横浜環状南線 換気所実施設計】</p>	
<p>① 技術評価点が高い者が辞退となっているが。</p> <p>② 場所ごとに施設の規模が大きく異なっているが、どのような理由か。</p> <p>③ 高速道路会社と国交省の実績で評価基準に差があるが、そうすると新規参入が難しくなるのではないか。</p> <p>④ 近年の業務実績を重視しすぎていないか。</p> <p>⑤ なぜ実績の年度ごとに点数差をつける必要があるのか。</p> <p>⑥ なぜ、企業に求める同種業務として、公共施設の建築設計に関する契約実績のある者としているのか。</p>	<p>① 入札した者の技術評価点は相対的に低くなっているが、他社の実績はあるため、技術力に大きな差はないと考えます。</p> <p>② 施設内に必要な設備が箇所ごとに異なるため、規模も異なっております。</p> <p>③ 高速道路会社と他機関ではどうしても規模や内容が異なる部分があるため、点数差を設けております。</p> <p>④ 本件はW T Oの適用案件であり、工事成績の評価等ができない中で、なるべく点数差をつけていくという観点もあり、評価基準を設定しています。</p> <p>⑤ 法律等の改正により、仕様自体も大きく異なってくるため、近年の実績をより評価しております。</p> <p>⑥ 以前は、厳密に実績の設定をしていましたが、設計業者も減少する中で、要件を緩和した経緯があり、このような設定としています。</p>
<p>(6) 物品・役務 【令和7年度 東日本高速道路株式会社 料金収受金回収等業務】</p>	
<p>① 契約期間の設定根拠は。</p> <p>② 本件業務で求めている資格要件は、この業種において求められる資格になるのか。</p>	<p>① 入金機の耐用年数に合わせ、契約期間を設定しています。</p> <p>② 本件業務は、地方部を含め、全国規模で業務実施が可能である必要があり、その履行実績を確認するために、資格要件として設定</p>

意見・質問	回 答
<p>③ 入金機は耐用年数を超えての使用はできないのか。</p> <p>④ 見積活用方式における参考見積の内容の精査はどのような考えで行っているのか。</p> <p>⑤ キャッシュレスが浸透してきている中で、本業務の役割について、どのように考えているか。</p>	<p>しています。</p> <p>③ メーカーより耐用年数を超える使用は故障の頻度が高くなると聞いているため、定期的に入れ替えることとしています。</p> <p>④ 入金機設置等業務や収受金回収等業務に係る費用について合理性・現実性が認められるかという観点で見積内容の精査を行っております。</p> <p>⑤ 当社としてもETC専用化を徐々に進めているところですが、現金でお支払いされるお客さまも一定数いるため、存続する業務と認識しています。</p>

IV. 審議結果の報告

抽出事案（2）

技術評価の中で、業務実績を重視することや担い手確保の項目を取り入れていることはよいが、その結果、開札結果や競争参加者にどのような影響が生じているかを注視し、より良い評価制度を継続して検討いただきたい。

抽出事案（3）

今回は問題ないが、本事案の工種は不調が比較的多いため、不調を避けるための対策を継続して検討いただきたい。

抽出事案（5）

業務実績を重視することは理解できたが、特に新規で参入する者を拒むようになっていないか、また、技術評価点と価格評価点のバランスについても、継続して検討いただきたい。